

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	4377	受 理 年 月 日	令和5年2月16日
件 名	北山エリア整備基本計画の説明会開催等		
要 旨	<p>京都府は、京都府総合計画に基づいて2020年12月、北山エリア整備基本計画を策定した。これに対して計画見直しを求める署名は、市に対し約7,000筆、府に対し総計で約15万筆、府大関係者による「巨大商業アリーナでなく、学生の要望に合った体育館の建設を求める」署名も6,000筆を超えており。また、府の自治会役員からの意見聴取やワークショップなども、その対象は一部の住民などに限られており、多くの府民・市民からの意見聴取は2021年12月以降行われていない。</p> <p>他方、京都市は2021年4月、北山文化・交流拠点地区の地域まちづくり構想を京都市都市計画マスターplanに位置付けた。その理由として市は、市会まちづくり委員会などで、京都府が2020年12月に公表した北山エリア整備基本計画が都市計画マスターplanに掲げる京都市都市計画に沿ったものであるからだと述べている。</p> <p>実際、この地域まちづくり構想は、行政側からの発意であり、府の北山エリア整備基本計画の引写しになっている。北山文化・交流拠点地区のように地域まちづくり構想を行政の発意によって都市計画マスターplanに位置付ける場合、市民などの意見を十分聴いたうえで作成することが条件付けられている。しかしながら、市は、府がパブリックコメントなどで府民・市民の意見を広く聴いたことを根拠にして、2021年4月段階から現在に至るまで、市独自に市民などから意見を聞くことを全く行ってこなかった。また、府の北山エリア整備基本計画が京都市都市計画に沿ったものであるとする理由も何ら説明していない。元々府大キャンパスへの巨大アリーナ建設や旧総合資料館跡地へのホテル建設など府の計画は、都市計画策定に当たって市が遵守すべき法令と抵触している。以上から、北山エリア整備計画についての市の対応は、都市計画マスターplan策定の基本原則に反するものであり、決して容認できるものではない。</p> <p>については、京都市として、府の北山エリア整備基本計画が京都市都市計画に沿ったものであるとする理由を説明するとともに、北山エリアの整備について広く地域住民や市民の意見を聞く場を設けることを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		